

新型コロナウイルス感染症に対する対応

令和3年1月5日現在

一般財団法人静岡県生活科学検査センターでは、以下のような考え・対応により、新型コロナウイルス感染症に対する対策を講じています。

1 事業継続の考え方

- ・国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(4/16 変更)における「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」としての位置付け(水質検査、浄化槽検査:「国民の安定的な生活の確保」のインフラ運営関係、「社会の安定の維持」の安全安心に必要な社会基盤(廃棄物処理等)、医薬品検査:「医療体制の維持」の必要な物資・サービスに関わるサービス業)により、必要な対策を講じつつ事業を継続することとしています。

2 主な対策

- ①職員への周知徹底(3/3、4/21に所長名の文書を全職員に配布。幹部会議でも周知)
 - ・3密を避ける。マスク着用、消毒、手洗いの徹底、風邪症状時の休暇取得等
 - ・トイレでの共用タオル、ハンドドライヤー使用の禁止
 - ・外部との接触機会、移動機会の低減(公私とも)
 - ・検温等自己健康管理の徹底(健康管理表の記入4/29~5/17、12/28~1/3)
- ②行事等の抑制など
 - ・辞令交付式、理事・評議員会等の参加者の縮小
 - ・会議、研修会、講座事業の中止・延期、県外出張の自粛
 - ・TV会議の実施
 - ・歓送迎会、所内旅行事業の中止
 - ・都内で開催される業務上必須の研修受講はマイクロバス借上げによる送迎とし、期間中の健康管理表の記入と併せ研修後のPCR検査受検と自宅待機期間を設定
- ③物品の配布等(在庫品で対応した後の措置)
 - ・マスク配布(2,500枚を4/23までに配布。5/15に2,000枚追加)
 - ・消毒液配備(7月3日までに全ての検査所に配備)
 - ・非接触体温計配備(8月3日までに全ての検査所に配備)
- ④交通機関使用機会の低減
 - ・公共交通機関使用通勤者47名のうち15名を社用車通勤に切替え(4/22~5/18)
⇒公共交通機関を使用しない職員の割合が(99名+15名)/146名=78.1%
⇒出勤者の約8割が接触なしの通勤に⇒「出勤者7割削減」(政府要請)に相当
- ⑤来訪者への依頼等
 - ・マスク着用、消毒、手洗いの徹底、風邪症状時の来訪回避等
 - ・新規職員採用試験面接試験でのマスク・フェイスシールドの着用、距離・通気の確保

3 職員に感染者が確認された場合の対応

- ・職員が感染又は疑われる場合は、緊急連絡網により直ちに情報を共有します。
- ・感染又は疑われる職員は出勤停止とし、保健所と協議の上消毒を実施します。
- ・事業実施可否について状況に応じ判断します(停止する事業所、業務、範囲等)。
- ・顧客への情報提供、HPによる公表等について、実施を前提に検討します。
⇒令和3年1月4日のNEWSの第1報及び第2報、同年1月5日の第3報参照

4 参考

- ・消毒作業実施業者との事前協議により、緊急時の消毒体制を確保しています。